

## 令和3年第11回名取市教育委員会定例会 会議録

### 1 会議の年月日

令和3年11月22日（月）

### 2 会議の場所

仙台法務局名取出張所2階 会議室1

### 3 出席委員

教育長 瀧澤 信雄

教育長職務代行委員 佐藤 俊隆

教育委員 浅野 かおる

教育委員 洞口 ひろみ

教育委員 荒井 龍弥

### 4 欠席委員

なし

### 5 説明のために出席した者

菊池教育部長、鈴木理事兼学校教育課長事務取扱、大澤教育部次長兼生涯学習課長、芳賀教育総務課長、小松文化・スポーツ課長兼復興ありがとうホストタウン推進室長兼市史編さん準備室長、宇田教育部企画員兼教育総務課長補佐、菅原教育総務課教育総務係長

### 6 議事日程

日程第1 前回会議録の承認

日程第2 会議録署名委員の指名

日程第3 教育長報告

(1) 一般事務報告

(2) 行事予定

日程第4 専決事務報告

(1) 情報公開制度に伴う行政文書の開示決定等について

(2) いじめ防止対策調査委員会委員の人事について

日程第5 議事

議案第22号 名取市立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議案第23号 令和2年度教育委員会点検・評価について

議案第24号 令和3年度名取市一般会計補正予算（第12号）（教育費）に対する意見について

議案第25号 名取市文化会館の指定管理者の指定に対する意見について

議案第 26 号 名取市民体育館及び十三塚公園有料公園施設の指定管理者の指定に対する意見について

7 開会時刻

午後 2 時 00 分

8 会議の概要

瀧澤教育長

ただいまより令和 3 年第 11 回教育委員会定例会を開催いたします。

初めに、追加案件の議案 3 案件について報告します。本日配付しておりますお手元の議事日程追加案件をご覧ください。下線部のところになります。

本日の会議日程につきまして、名取市教育委員会会議規則第 10 条第 2 項の規定に基づき、議案第 24 号 令和 3 年度名取市一般会計補正予算（第 12 号）（教育費）に対する意見について、議案第 25 号 名取市文化会館の指定管理者の指定に対する意見について、議案第 26 号 名取市民体育館及び十三塚公園有料公園施設の指定管理者の指定に対する意見についての 3 案件について、議案第 23 号の次に追加し審議したいと思っております。

このことについて、ご異議ございませんか。

全委員

なし

瀧澤教育長

なければ、承認といたします。

日程第 1 前回会議録の承認についてですが、10 月 21 日開催の第 10 回定例会会議録については、先日、委員の皆様へ配付しております。

この内容について、ご質疑等あればお願いいたします。

全委員

なし

瀧澤教育長

なければ、会議録につきましては承認といたします。

次、日程第 2、会議録署名委員に、洞口委員並びに荒井委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第 3 教育長報告（1）一般事務報告についてですが、私からは新型コロナウイルス感染症について、口頭で報告をいたします。

市内の小・中・義務教育学校の児童生徒及び教職員の感染者につきましては、9 月末にクラ

スターが発生した際に確認されて以来、2か月間感染者は確認されていません。また、学校の教育活動につきましては、可能な限り行っております。修学旅行は、15校全て実施ということで準備をしております。15校中13校で実施済みです。残る2校は増田小学校が今月26日から、下増田小学校が今月29日から、いずれも会津方面ということで予定しております。方面としては、小学校10校のうち、会津方面が7校、盛岡、平泉方面が3校となっております。中学校・義務教育学校ですけれども、県内、気仙沼・石巻・仙台・松島方面の組合せが3校、県外が2校、増田中学校は栃木・那須方面、閑上小中学校は秋田・岩手方面ということで、残りの2校が実施すれば、全ての学校で修学旅行実施ということになります。

私からは以上です。それでは続いて教育部長からお願いします。

#### 菊池教育部長

資料は2ページから4ページとなります。私からは、新型コロナウイルス感染症対策本部会議の概要、それから緊急経済対策推進本部会議の概要について説明します。別紙資料をご覧ください。

第67回の本部会議になります。開催趣旨としては、10月26日に開催された、宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、リバウンド防止徹底期間を10月31日で終了することが決定されたことを踏まえ、本市主催イベント・会議等の考え方、外出・移動・飲食に関する事等について協議したものです。

2の協議事項をご覧ください。アンダーラインのところですが、新型コロナウイルス感染症の発生に伴う名取市主催のイベント・会議の考え方についてですが、11月1日以降の変更点は、「大人数や長時間に及ぶ会食・行事」「飲食を伴う行事等」の自粛要請解除、イベントに関しては、人数上限1万人の制限が外れ、5,000人又は収容人数の50パーセントのいずれか大きい方」となりました。

次のページをご覧ください。(2)のその他ですが、飲食については、感染対策が不十分なお店の利用は控え、お店の求める感染防止策に積極的に協力し、マスク会食とすること、常識の範囲内での人数・利用時間とし、地域の飲食店を積極的に応援していきたい、それから、総務部からは職員向けの飲食店利用に関する文書を発出し、周知を図ること、また、教育委員会関係ですと、図書館も通常開館とし、併設しているカフェも通常営業とすること。本部長からは、通常営業となれば積極的にPRすること、という指示がありました。

続いては緊急経済対策推進本部会議の概要ですが、後ほどお読みいただければと思います。私からは以上です。あとは、各課からの報告となります。

#### 瀧澤教育長

それでは、各課からお願いします。教育総務課お願いします。

#### 芳賀教育総務課長

3ページ25番、教育委員会点検・評価に係る説明会は、後ほど、議事の議案第23号として説明させていただきますので省略させていただき、35番の夢サポート事業についてお話しし

ます。

下町ロケットのモデルと言われている植松努さんを講師にお招きし、「思いは招く」と題する講演会を、市立中学校2年生と義務教育学校8年生802名を対象に開催しました。改めまして、ご来場いただきました委員の皆様には、御礼申し上げます。

受講後の生徒へのアンケート調査の結果を簡単に申しますと、講演の内容については、満足68.5パーセント、概ね満足29.3パーセントで、合計すると97.8パーセントでした。

講演後の考え方・気持ちの変化の有無は、「ある」と答えた生徒が89.7パーセントでした。理由としては、「自分の夢を考えることができた」、「自分の考え方を持つことが大切だと分かった」という意見がありました。また、夢を考えるきっかけとなったかという質問は、「なった」と答えた生徒が90.3パーセントでした。理由は、「仕事＝夢ではないことを教えてもらって考えやすくなった」、「夢を馬鹿にされても、諦めない心を学ぶことができた」という意見がありました。

アンケートの回答率としては、対象者数802名に対して回答者数が663名、回答率は82.7パーセントでございます。

講演を開催したこれまで3年間のアンケート調査の結果、「内容に満足した」「講演後、考え方・気持ちの変化があった」などの回答が非常に高い割合を示し好評であることから、次年度も植松さんを講師に迎え11月初旬に文化会館での開催を計画しております。

教育総務課からは以上です。

瀧澤教育長

学校教育課をお願いします。

鈴木理事兼学校教育課長事務取扱

2ページ、3ページをご覧ください。12番、44番、iPad活用モデル授業の公開を行いました。授業をご参観いただきまして、委員の皆様ありがとうございました。あと1校、相互台小学校が残っております。あとでご説明申し上げます。

続いて4ページ、61番をご覧ください。就学時健診、11月19日、愛島小学校をもって、本年度分は終了となりました。約1か月間、各校で就学時健診を行いました。約840名の未就学児童が検診を行いました。

以上でございます。

瀧澤教育長

生涯学習課をお願いします。

大澤教育部次長兼生涯学習課長

生涯学習課から4点ご報告いたします。

1点目は、公民館まつりの開催についてです。2ページ5番の10月23日に開催された下増田公民館まつりでは、下増田児童センターとの合築を見越してこどもまつりと同日開催とし、

児童センターから見えるように設営した屋外ステージを中心に、地域住民と子供たちが一体となってまつりを盛り上げていました。その他、3 ページ 30 番のゆりが丘公民館を初め 5 つの公民館でも、愛好会・サークルの発表を映像にまとめ上映するなど、工夫を凝らした公民館まつりが開催されました。

2 点目は、2 ページ 19 番の名取市子育てサポーター養成講座についてです。本来この講座は 9 月の開催を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大により 11 月に延期しての開催となりました。11 月 1 日の第 1 回は、名取市子育て支援拠点施設 cocoI' II の小川ゆみ氏を講師に迎え、家庭教育支援について理解を深めました。講座は全 5 回、受講者数は 8 名となっております。

3 点目は、21 番の名取市子ども読書活動推進事業「Let' s 理科読」についてです。この事業も、新型コロナの関係で 11 月 3 日に延期しての開催となりました。磁石をテーマとした今年度は、増田中学校と名取北高校の生徒の協力を得ながら、午前の部・午後の部合わせて 162 名の親子が磁石を使ったさまざまな実験に挑戦していました。また、会場に用意した磁石に関する本 10 冊ほどがその場で貸し出されております。

最後に、3 ページ 28 番の名取市地域学校協働活動研修会では、各学校区の地域コーディネーターなど 43 名が参加し、実践発表として高館小学校区地域学校協働本部での活動紹介を初め、ワークショップや尚綱学院大学松田道雄教授による総括講話などが行われました。

生涯学習課からの報告は以上です。

瀧澤教育長

文化・スポーツ課、復興ありがとうホストタウン推進室、市史編さん準備室お願いします。

小松文化・スポーツ課長兼復興ありがとうホストタウン推進室長兼市史編さん準備室長

一点ご報告いたします。4 ページ 48 番、11 月 13 日土曜日ですが、午前 10 時から午後 2 時まで、第 2 回資料館まつりを開催いたしました。当日は天候にも恵まれまして、312 名のご来場があり、熊野堂神楽、名取昔話、増田中学校吹奏楽部によるステージ発表、その他、埴輪輪投げコーナー、ありがとうホストタウンコーナーにおきましては、カナダオリンピック・パラリンピックの内容を問題にしたクイズを行い、多くの方でにぎわいました。

文化・スポーツ課及び復興ありがとうホストタウン推進室からは、以上になります。

瀧澤教育長

それでは、ただいま報告があった内容等について、質疑等ございますでしょうか。

全委員

なし

瀧澤教育長

なければ承認といたします。

それでは、(2)行事予定について、教育部長からお願いします。

菊池教育部長

議案資料は5ページと6ページになります。

私からは、5ページの12番になります。令和3年12月名取市議会定例会が12月1日に開会いたします。教育委員会関係の議案は、これから追加議案としてご審議いただきますが、令和3年度名取市一般会計補正予算（第12号）（教育費）について、名取市文化会館の指定管理者の指定に対する意見について、及び、名取市民体育館及び十三塚公園有料公園施設の指定管理者の指定に対する意見についての3か件でございます。

一般質問の通告は、通告期限が11月25日となっておりますことから、一般質問の内容等につきましては、次回教育委員会定例会でご報告させていただきます。また、議会日程は、現在のところ未定であります。

次に、次回の教育委員会定例会及び懇話会の日程ですが、後ほどの協議の際にお願いします。あとは、各課から報告をさせていただきます。

瀧澤教育長

教育総務課をお願いします。

芳賀教育総務課長

特にございませぬ。

瀧澤教育長

学校教育課長をお願いします。

鈴木理事兼学校教育課長事務取扱

5ページ10番です。11月30日火曜日、相互台小学校のiPadモデル授業の公開になります。モデル校3校の中で最後になります。受付が午後1時から、授業開始が1時30分からの予定です。

以上です。

瀧澤教育長

生涯学習課をお願いします。

大澤教育部次長兼生涯学習課長

それでは、生涯学習課から2点ご説明いたします。

1点目は、5ページ5番の名取市青少年健全育成関係者合同研修会についてです。今週木曜日の11月25日、宮城教育大学で教育支援コーディネーターをなさっていた内藤恵子氏をお招きし、「不登校児童生徒の支援と地域コミュニティ」と題し、ご講演をいただく予定です。

2点目は、6ページ39番のジュニア・リーダー上級研修会ですが、名取市からはジュニア・リーダー・サークルあにまるの3名が参加する予定となっております。

生涯学習課からの説明は以上です。

瀧澤教育長

文化・スポーツ課、復興ありがとうホストタウン推進室、市史編さん準備室お願いします。

小松文化・スポーツ課長兼復興ありがとうホストタウン推進室長兼市史編さん準備室長

歴史民俗資料館のイベントになります。9番、25番、32番です。体験イベントということで、子供、大人を対象にしたイベントが予定されております。

文化・スポーツ課及び復興ありがとうホストタウン推進室からは、以上になります。

瀧澤教育長

それでは、ただいま説明があった内容について、何かご質疑等あればお願いします。

全委員

なし

瀧澤教育長

なければ承認といたします。

次に、日程第4 専決事務報告に入ります。

専決事務報告(1) 情報公開制度に伴う行政文書の開示決定等についてを議題といたします。教育部長より説明をお願いします。

菊池教育部長

専決事務報告(1)ですが、議案書は先に配付の議案書7ページから8ページ及び、本日配付しております一枚物の専決事務報告(1)の資料になります。

本件につきましては、名取市情報公開条例第7条第1項の規定に基づき、令和3年10月22日付けで、市内に在住する個人から、「閑上区画整理事業で行った換地処分までの元閑上小学校用地の(字鶴巻64)筆ごとの財産管理の経過と財産区分の変更及び仮換地処分と使用収益の開始日並びに分筆等の制作経過内容がわかる一切の書類」について開示請求がありました。

請求された行政文書には、同条例第10条に規定する非開示情報は含まれていないことから全部開示とし、同条例第8条第1項において、開示請求のあった日から起算して15日以内に開示決定等を行わなければならない、とされていることから、名取市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項第3号の規定に基づき、11月2日専決をし、開示決定を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

開示した文書は、専決事務報告(1)の資料となりますのでご確認ください。

瀧澤教育長

暫時休憩いたします。

午後 2 時 20 分 休 憩

午後 2 時 24 分 再 開

瀧澤教育長

再開します。

ただいま説明のありました、専決事務報告（1）について、ご質疑・ご意見等ありませんか。

全委員

なし

瀧澤教育長

なければ、専決事務報告（1）については、報告どおり承認したいと思います、ご異議ありませんか。

全委員

なし

瀧澤教育長

異議がないものと認め、専決事務報告（1）情報公開制度に伴う行政文書の開示決定等については、報告どおり承認いたします。

次、専決事務報告（2）名取市いじめ防止対策調査委員会委員の人事についてですが、本件は、附属機関の人事案件でありますので、名取市教育委員会会議規則第7条の規定に基づき、秘密会議にしたいと思います。ご異議ありませんか。

全委員

なし

瀧澤教育長

異議がないものと認め、これより秘密会議いたします。

（秘密会議部分は、別途調整）

次に、日程第5 議事に入ります。

議案第22号 名取市立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。教育部長、説明をお願いします。

菊池教育部長

議案第 22 号ですが、議案書は、11 ページ、12 ページと、併せて別冊の「議案第 22 号資料」をご覧ください。

本規則の改正は、授業時数の確保等のため、学期制を 3 学期制から 2 学期制にするため、学年を 2 学期に分け、現行の 3 学期制を廃止し、秋季休業日を新設するために、所要の改正を行うものです。

なお、資料は、新旧対照表及び 2 学期制導入についての起案文書等を載せておりますので、合わせてご確認ください。

私からの説明は以上であります。担当課より補足説明をお願いします。

瀧澤教育長

学校教育課長をお願いします。

鈴木理事兼学校教育課長事務取扱

12 ページをご覧ください。先日もご説明申し上げましたが、1 学期・2 学期の区切りについて、改正をしております。

また、(5) 秋季休業日について挿入となっております。

それから、3 条のところ、夏季休業日を 25 日から 22 日まで改めております。ここ 2 年間は校長の申し出による夏季休業日の変更を行ってございましたが、併せて夏季休業日についてもこのとおり変更するものでございます。なお、別冊資料になりますが、これは先日の法令審議会の際の資料になります。法令審議会についても通っております。

以上となります。

瀧澤教育長

ただいま説明のあった内容について、ご質疑等ありませんか。

佐藤職務代行委員

特に意見はありませんが、この 2 学期制の移行によって、先生方が子供たちとより密によりそって指導できる時間が増えればな、と思いますのでよろしくをお願いします。

瀧澤教育長

はい。ありがとうございます。そのほかございませんでしょうか。

全委員

なし

瀧澤教育長

なければ、議案第 22 号については、原案どおり承認したいと思いますが、ご異議ありませんか。

全委員

なし

瀧澤教育長

異議なしと認め、議案第 22 号 名取市立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則については、原案のとおり承認といたします。

次、議案第 23 号 令和 2 年度教育委員会点検・評価についてを議題といたします。教育部長、説明をお願いします。

菊池教育部長

議案第 23 号ですが、議案書は、13 ページと、別冊の令和 2 年度名取市教育委員会点検・評価報告書となります。

本件は、これまで 9 月の定例会後の協議において事務局作成の素案の説明をし、先月の定例会後に修正事項の確認をしていただいております。いただいたご意見を反映させて、一部修正しております。

修正箇所は、報告書中、「啓蒙」という表現を「啓発」に、「延命化」という表現を「長寿命化」に訂正しました。

また、特色ある学校づくりを推進する施策の中に、タブレット活用について追記するとともに、社会教育全般の中の地域学校協働の推進と、青少年健全育成活動の充実について、文言の整理を行いました。

また、全般についてフォントを読みやすく統一し、新型コロナウイルス感染症への対応についてのページには、宮城県内の令和 2 年度の緊急事態宣言等についてのページを追加しております。

その後、11 月 5 日（金）に学識経験者として選任いたしました、岡田郁子氏と高橋澄夫氏に対し令和 2 年度教育委員会事業内容について説明を行い、ヒアリングが行われております。なお、両氏からの評価、ご意見については、報告書の 37 ページから 39 ページに掲載しているところであります。

経過については以上です。なお、この報告書につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定に基づき、12 月議会に提出するとともに、市の Web サイトにより、広く公表を行うこととなります。説明は、以上となります。

瀧澤教育長

先日ご意見をいただいたことを反映し、読みやすく、目にも優しくなりました。ありがとうございました。

ご質疑等ございませんでしょうか。

全委員

なし

瀧澤教育長

なければ、議案第 23 号は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

全委員

なし

瀧澤教育長

異議がないものと認め、議案第 23 号 令和 2 年度教育委員会点検・評価については、原案のとおり承認といたします。

次に、追加案件となります。

議案第 24 号 令和 3 年度名取市一般会計補正予算(第 12 号)(教育費)に対する意見についてを議題といたします。教育部長より説明をお願いします。

菊池教育部長

議案第 24 号、議案書は、本日配付しております「追加案件」と記載のある議案書 3 ページから 7 ページになります。

本案については、12 月 1 日から開催される名取市議会定例会に提案予定の教育費の補正予算案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、令和 3 年 11 月 17 日付けで市長から意見を求められたので、審議をお願いするものであります。

補正予算の内容につきましては、事項別明細書にそって説明を申し上げます。本日配付の追加議案書の 5 ページになります。

10 款 1 項 2 目、教育総務費、事務局費、10 節需用費、124 万 4,000 円は、教育委員会事務局の事務用消耗品の不足分と突発的な公用車の修繕料、また、小学 3 年生の副読本わたしたちの名取市の印刷製本費となります。

「わたしたちの名取市」については、令和 4 年度に使用する分について、新 3 年生の児童数から在庫数を差し引いた不足分を増額補正するものです。

10 款 2 項 1 目、小学校費、学校管理費、10 節需用費 520 万円は、小学校の電気代の不足分を増額補正となります。新型コロナウイルス感染症予防のために、換気をしながら冷暖房を行っているため、電気料が増大しており、既定予算では小学校分の電気料に不足が見込まれることから、増額補正するものです。

12 節委託料、1,597 万 6,000 円の減額は、愛島小学校のスクールバスの契約金額の確定に伴う不用額の減額となります。なお、この後に出てきます、10 款 4 項 1 目義務教育学校費 学校管理費、12 節委託料の 1,150 万 5,000 円の減額も、同様に閑上小中学校のスクールバスの契約額の確定に伴う不用額の減額となります。

17 節備品購入費、521 万円は、新年度から使用する児童用の机・椅子及び、新年度に見込まれる教室増に伴う教室用の備品購入費となります。なお、この後の 10 款 3 項 1 目、中学校費、学校管理費、17 節備品購入費の 276 万円、10 款 4 項 1 目、義務教育学校費の 17 節備品購入費の 181 万円も同内容となります。

次、10 款 2 項 2 目、小学校費、教育振興費、10 節需用費 891 万 9,000 円は消耗品費として計上しておりますが、フィルタリングソフト購入費用となります。また、10 款 3 項 2 目中学校費、教育振興費の 10 節需用費 427 万 9,000 円、10 款 4 項 2 目の義務教育学校費の 10 節需用費 67 万 2,000 円も同様にフィルタリングソフトの購入費用です。市内全児童生徒のタブレット端末持ち帰りを可能にするために購入するものです。

続く 13 節、使用料及び賃借料 102 万 4,000 円の減は教育用コンピュータの借り上げ料です。金額の確定に伴う減額となります。10 款 3 項 2 目中学校費、教育振興費 13 節 39 万 2,000 円の減、10 款 4 項 2 目の義務教育学校費、13 節 21 万 2,000 円の減も同じ内容です。

17 節備品購入費の 26 万 3,000 円は、新年度の教室増に伴う教材備品購入費です。また、10 款 4 項 2 目の義務教育学校費、17 節 15 万 5,000 円も同様で、内容はオルガンの購入費用となっております。

18 節負担金補助及び交付金 97 万円の減は、小学校音楽連盟助成金となります。新型コロナウイルス感染症の影響により、音楽発表会が中止となったため、既定予算を皆減するものです。

10 款 3 項 2 目、中学校費、教育振興費、18 節負担金補助及び交付金 44 万 8,000 円は、各種大会出場助成金となります。名取市立学校の児童生徒が学校教育活動の一環として、東北大会以上の各種大会に出場するに当たり、助成金を交付することにより、保護者等の経済的負担軽減を図るとともに、児童生徒の体位向上及び情操教育の推進に資することを目的としているものですが、全国大会出場者が見込より多かったために補正するものです。

10 款 4 項 1 目義務教育学校費、学校管理費、14 節工事請負費の 3,400 万円は、令和 4 年度の閑上小中学校の児童生徒数の増加に伴い、2 階更衣室、3 階多目的室を普通教室に改造するための工事請負費となります。4 月の新学期に間に合わせるために今回、12 月補正で要求するものです。

続いて、6 ページをお開きください。

10 款 5 項 2 目、社会教育費、公民館費、18 節負担金補助及び交付金 700 万円は、名取駅前北棟管理組合負担金です。名取駅前北棟管理組合が名取駅前北棟 1 階正面玄関前に多目的駐車場を新たに 1 台設置するための費用となりますが、負担金として、原因者となる本市が工事費の全額を負担するものです。

10 款 6 項 2 目保健体育費、体育振興費、10 節需用費 36 万円は、増田グラウンドのトイレの修繕料となります。増田グラウンドのトイレは、和式であり、高齢の方や児童には利用しにくい状況となっており、安心して利用していただくために便器の洋式化を行うものです。

10 款 6 項 3 目保健体育費、学校給食費、17 節備品購入費 30 万円は、学校給食用備品購入費です。新年度に見込まれる教室増に伴う給食運搬用の台車、配膳台の購入費用となります。

以上、歳出予算の合計は、4,254 万 1,000 円の増額となります。

次に債務負担行為についての説明となります。追加議案書の7ページをお開きください。

表の1番目の、みどり台中学校生徒通学送迎委託料、2億710万8,000円に税制度の変更を基に算定した増減額の合計を加算した額は、今年度でスクールバス契約が終了するため、改めて3年間の契約を行うもので、契約準備のために債務負担行為を設定するものです。

2番目、閑上小中学校児童生徒通学送迎委託料、1億4,672万4,000円に税制度の変更を基に算定した増減額の合計を加算した額についても、今年度でスクールバスの契約が終了するため、改めて2年間の契約を行うもので、契約準備のために債務負担行為を設定するものです。

3番目の館腰公民館空調設備借上料、472万円に税制度の変更を基に算定した増減額の合計を加算した額と、4番目のゆりが丘公民館空調設備借上料、725万9,000円に税制度の変更を基に算定した増減額の合計を加算した額は、それぞれ館腰公民館、ゆりが丘公民館の空調設備の借上料となります。空調設備の改修に際し、経費の平準化と軽減を図ることを目的に、館腰公民館は5年間、ゆりが丘公民館は10年間のリース契約を結ぶために、債務負担行為を設定するものです。

次、体育施設指定管理料の4億7,500万円に税制度の変更を基に算定した増減額の合計を加算した額は、名取市民体育館及び十三塚公園有料施設の指定管理者への指定管理期間に係る委託料で、期間は5年間となります。

最後の、名取市文化会館指定管理料の、11億円に税制度の変更を基に算定した増減額の合計を加算した額は、名取市文化会館の指定管理者の指定管理期間に係る委託料で、期間は5年間となります。

以上、債務負担は合計19億4,081万1,000円に税制度の変更を基に算定した増減額の合計を加算した額を設定する補正予算となります。説明は、以上です。

瀧澤教育長

ただいま説明のあった内容について、ご質疑等ございませんか。

荒井委員

フィルタリングソフトで1,400万円ぐらいとなっておりますが、どちらの物でしょうか。

鈴木理事兼学校教育課長事務取扱

アイフィルターというものです。今、モデル校で使っている業者のフィルターが、支障なく使えているので、それをそのまま使う予定です。

瀧澤教育長

自宅に持ち帰った場合、どのような機能があるのか簡単に説明してください。

鈴木理事兼学校教育課長事務取扱

学校の中でiPadを使っておりますと、学校の環境は有害サイトに入れなくなってお

ります。ところが、自宅で親がフィルタリングをかけていない場合は、自宅の Wi-Fi につながった場合は、どこのサイトにも行けるとというのが課題でした。それをクリアするためにアイフィルターというソフトを使いまして、どこまで有害サイトを制限するかというのも設定ができます。また、紐づけしないと分からないようにはなっているのですが、子供がどういうサイトにアクセスしたか、ということもつかみやすくなっております。また、一般的なウイルスを遮断する機能もついております。以上です。

佐藤職務代行委員

このソフトは何年契約になるのでしょうか。

鈴木理事兼学校教育課長事務取扱

ライセンスで1年です。

佐藤職務代行委員

毎年この金額がかかるということですね。

鈴木理事兼学校教育課長事務取扱

そうなります。

瀧澤教育長

他にございませんでしょうか。

全委員

なし

瀧澤教育長

なければ、議案第 24 号は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

全委員

なし

瀧澤教育長

異議がないものと認め、議案第 24 号 令和 3 年度名取市一般会計補正予算(第 12 号)(教育費)に対する意見については、原案のとおり承認といたします。

次、議案第 25 号、名取市文化会館の指定管理者の指定に対する意見についてを議題といたします。教育部長から説明をお願いします。

菊池教育部長

それでは、議案第 25 号ですが、本日配付しております追加議案書 8 ページから 10 ページ及び、別紙の議案第 25 号資料になります。

本議案については、名取市文化会館の指定管理者の指定について、令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日の 5 年間、引き続き、公益財団法人名取市文化振興財団を指定することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、市長から意見を求められておりますので、審議をお願いするものです。

以上ですが、担当課から何かあればお願いします。

瀧澤教育長

文化・スポーツ課長お願いします。

小松文化・スポーツ課長兼復興ありがとうホストタウン推進室長兼市史編さん準備室長

議案第 25 号の資料の方をご覧いただきたいと思います。こちらに、指定管理者の指定についてということで経過を載せてございます。本年の 10 月 28 日に団体あてに指定申請を行うように通知をしております。それに基づいて、11 月 5 日に申請受付をいたしております。決裁日が 11 月 12 日に、指定管理者の条例に基づきまして選定をしているという経過になっております。

下の段は、公益財団法人名取市文化振興財団の概要ということで記載してございます。名称、住所は変更なく、設立が平成 8 年の 8 月 12 日となります。目的については、財団の定款に記載されている目的となります。事業実績ですが、平成 9 年 10 月、文化会館の開館以来、当館の維持管理運営、自主、共催事業の展開を図ってまいりました。指定管理者制度導入が平成 18 年 4 月 1 日からになります。最初は、平成 21 年 3 月 31 日まで、3 年間やりました。その後、第 2 期も、平成 21 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 までの 3 年間、その後、第 3 期から 5 年となりました。3 期は平成 24 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで、4 期は平成 29 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで、今回は令和 9 年 3 月 31 日までの 5 年間ということで、議案として予定しているところです。

説明は以上です。

瀧澤教育長

只今説明のあった内容について、ご質疑等ございませんか。

菊池教育部長

その前に、資料の訂正をお願いします。資料上段中、「平成」とありますが、「令和」に訂正をお願いします。また、下から 3 行目の平成 29 年 4 月 1 日から平成 4 年、となっておりますが、令和 4 年に訂正をお願いします。

瀧澤教育長

大変申し訳ありませんでした。ご質疑等あればお願いします。

全委員

なし

瀧澤教育長

なければ、議案第 25 号については、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

全委員

なし

瀧澤教育長

異議がないものと認め、議案第 25 号 名取市文化会館の指定管理者の指定に対する意見については、原案のとおり承認といたします。

次、議案第 26 号 名取市民体育館及び十三塚公園有料公園施設の指定管理者の指定に対する意見について、を議題といたします。教育部長から説明をお願いします。

菊池教育部長

それでは、議案第 26 号ですが、本日配付しております追加議案書 11 ページから 13 ページ及び別冊の議案第 26 号資料になります。

本議案については、名取市民体育館及び十三塚公園有料公園施設の指定について、令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日の 5 年間、引き続き、特定非営利活動法人名取市体育協会を指定することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、市長から意見を求められておりますので、審議をお願いするものです。

以上ですが、担当課から何かあればお願いします。

瀧澤教育長

文化・スポーツ課長お願いします。

小松文化・スポーツ課長兼復興ありがとうホストタウン推進室長兼市史編さん準備室長

こちら、先ほどの文化会館と同じように、指定管理者の指定について、ということで、団体あてに 10 月 25 日に通知を行っております。申請受付が 11 月 5 日、決裁日が 11 月 12 日となります。

下の段、特定非営利活動法人名取市体育協会の概要、ということで、ご覧いただきたいのですが、名称、事務所は変更ございません。設立については、平成 20 年の 3 月 21 日となります。目的は、記載のとおり、定款からそのまま載せてございます。

事業実績ですが、昭和 34 年に体育協会を設立されております。市民総合スポーツ祭や、各単位協会のスポーツ大会等を実施しまして、そのほか、さらには自主事業、講習会、交流会、広報紙発行、功労者表彰等を行い、名取市のスポーツ振興の一端を担っています。

こちらは、今回、3回目の指定管理ということになるのですが、指定管理者制度導入前である平成23年4月1日から平成26年3月31日までの3年間は、事業委託をしております。

その後指定管理者制度導入をしまして、平成26年度から平成28年度まで、これは3年間で、これが1期目となります。第2期として、平成29年度から今年度末で5年間の受託となり、これまで2期、8年間、指定管理者として指定しております。来年度、令和4年度から令和8年度まで、3期目5年間として、ということで、議案として予定しております。

瀧澤教育長

ただいま説明のありました議案第26号について、質疑等ございませんでしょうか。

全委員

なし

瀧澤教育長

なければ、議案第26号については、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

全委員

なし

瀧澤教育長

異議がないものと認め、議案第26号 名取市民体育館及び十三塚公園有料公園施設の指定管理者の指定に対する意見については、原案のとおり承認といたします。

本日の議案は、以上であります。

午後3時00分終了

令和3年12月22日

署名委員           洞口 ひろみ          

署名委員           荒井 龍弥